

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令案に対する意見及びそれに対する考え方

意 見	考 え 方
<p>意見 1 見直しの理念については評価。今後もユーザへの払出し番号不足とならないよう、より適正な指定方式策定に向けた継続的検討が必要。M2M等のビジネスモデル出現に備えた新たな番号領域や指定方法も検討すべき。本算定式は 070 開放までの暫定措置として賛同。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号指定方法の算定に用いられる月間解約率は、実績との乖離が大きいため、当該見直しの理念については評価する。 ・ただし、最近のスマートフォン需要の伸び等を踏まえると、番号指定の過度な厳格化は各事業者においてユーザへ払出す番号の不足を招く可能性も否めず、今後の各社における自由なイノベーションの阻害要因とならないよう、十分な番号の準備が望まれることから、より適正な指定方式の策定に向け今後も検討を継続する必要がある。 ・さらには M2M 等の SIM 組込みで多数の端末を出荷するようなビジネスモデル等の出現に備え、新たな番号の領域の確保や、利用方法に見合った指定方式の確立についても検討すべきと考える。合わせて、今回新しく採用された『増加係数』が、需要見込みを算出する上での妥当性について、今後の実績に基づき検証していくことが必要と思われる。 ・よって携帯電話の既存番号（080/090）の枯渇を避けるため、現時点で番号指定の厳格な運用は避けられないものの、本算定式は 070C 開放までのあくまで暫定措置として賛同したい。 (NTTドコモ) 	<p>考え方 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 今回の改正訓令案に対し、基本的に賛同の御意見として承ります。 ■ 御指摘のとおり、ユーザへの払出し番号不足とならないよう、今後とも、より適切な指定方法等の検討を行う必要があると考えています。 ■ なお、番号指定の過度な厳格化はユーザへ払い出す番号の不足を招く可能性があるとの御意見を踏まえ、改正訓令が施行された後の最初の番号指定の申請において、需要の増加見込みの算出に使用する実績値は、本年 3 月末の値とすることも可とします。
<p>意見 2 従来通りの使用率 0.8 による計算が望ましいが、現状の番号枯渇状況ではやむをえない。新しい需要に対しては臨機応変な対応を望む。</p> <p>使用率 0.9 は現行運用による使用率と乖離しており、従来通り、使用率 0.8 における計算を望みますが、現状の番号枯渇状況を鑑みると一時的にはやむをえないと考えております。ただし、M2M など従来の傾向から予測が難しい需要に対しては臨機応変な番号割り当ての対応を望みます。 (ソフトバンクモバイル)</p>	<p>考え方 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 考え方 1 に同じ。

<p>意見3 今回の措置では、番号の運用負荷が高まる上、トランスレータ工事等への影響を懸念。今後、070 開放に合わせ、新興事業者の負荷低減への一定の配慮を要望。番号枯渇までに 070 利用開始ができない場合には、090-0 指定についても検討を要望。</p>	<p>考え方3</p>
<p>■080 番号の指定方法の変更と番号枯渇への対応について 本訓令案にて、解約率の見直しすることは、080 番号が残り 910 万番号となった現状に鑑みれば、利用効率を上げ、枯渇リスクの低減化に繋がると考えられますが、利用率を 90 パーセントとして番号指定を行う措置については、顧客基盤に伴う番号の絶対数が少ない当社にとっては、指定番号数が減少となり、番号の運用負荷が高まる上、番号のトランスレータ工事等への影響が懸念されます。</p> <p>■070 番号と 090-0 番号の携帯電話への指定について 今後、070 番号の携帯電話への開放については、総務省殿において電気通信番号規則の改正と電気通信事業法関係審査基準の改正が行われるものと認識しておりますが、番号指定方法における利用率及び解約率については、当社のような顧客基盤が少ない新興事業者の負荷低減に一定の配慮がされることを要望します。</p> <p>また 070 番号の利用では、関連する固定事業者等においてはPHSと携帯電話との識別をCコードで実施することなど、交換機や関連するシステム改修インパクトも想定され、対応期間の長期化によっては 080 番号の番号枯渇タイミングまでに 070 番号の利用開始が出来ない可能性も考えられます。よって 070 番号利用開始に当たってのリスク対応として、070 より比較的対応が容易と想定される 090-0 の指定についても、総務省殿で速やかに検討を進め、事業者・利用者に配慮された円滑な番号利用に向け整理頂くことを強く要望します。 (イー・アクセス)</p>	<p>■ 番号指定方法の見直しに関する御意見については、情報通信審議会答申「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」（平成24年3月1日）において示されたとおり、月間解約率を各社実績値に見直し、使用率を90%に変更したものです。なお、予想を上回る急激な番号需要増にも効率的に対応できるよう、需要の増加見込みの算出において、指定済み番号数の大小に影響を受けない「増加係数」を盛り込んでいます。</p> <p>■ 070 番号の携帯電話への開放に係る指定方法については、考え方1に同じ。 090-0 番号の携帯電話への開放に関する御意見については、本意見募集の対象外です。</p>
<p>意見4 その他</p>	<p>考え方4</p>
<p>東電病院を今まで売却していなかった事にただただ驚くばかりです。この期におよんで全く反省の色もなく意識改革の欠片もないのでは。本来ならば倒産する会社にボーナスなど呆れるばかり。経営陣は個人のすべての資産を当然賠償に宛てがうべき。勝俣恒久会長の「再び社会の皆様の信頼を取り戻すことができるよう、最大限の努力を傾注して参る所存であります」の言葉に信用性は全くありません。東電がコスト削減をうたっても次々に出る甘さと保身。国有化され、本当の徹底したコスト削減をした後、もし電気料金値上げの必要があればその時です電気料改定は。 (個人)</p>	<p>■ 本意見募集の対象外です。</p>